

排水設備窓口での手続き方法の一時変更について（令和 2 年 5 月 20 日版）

	申請手続き	現 行（平常時）	変更後（一時変更）
	●相談窓口		
1	設計図面の相談に関すること	窓口にて相談受付 図面等をメールで送付後、電話にて相談受付	メールアドレス g-uketuke@city.ichikawa.lg.jp 原則、上記メールアドレスに送付いただいた場合のみ対応いたします。 感染対策で席を分散している為、受信した案件は担当職員から貴社にメールで回答または連絡いたします。
2	排水接続申請の手続きに関すること 完了検査に関すること	窓口のほか、電話にて相談受付 平日：9時から17時 047-712-6482	電話のみ相談受付 平日：10時から16時 047-712-6359
	●排水設備の申請手続き		
3	市川市排水設備等新設等確認申請書 市川市除害施設新設等確認申請書 ※変更申請書も同様	窓口にて提出	申請1件ごとクリアファイルに入れて、下水道経営課窓口ポストに投函してください。 なお、申請書の工事施工者欄にFAX番号の記載をお願いいたします。 ※クリアファイルは窓口に備え付けてあります。
4	市川市排水設備等新設等確認通知書 市川市除害施設新設等確認通知書	申請書提出より2週間を目安に窓口で交付を受けてください。	申請書提出より2週間を目安にFAXでお知らせします。 2週間過ぎても連絡がない場合は、お手数ですがご連絡のほどよろしくお願い致します。 当分の間、通知書原本の窓口交付を中止いたします。

	申請手続き	現 行（平常時）	変更後（一時変更）
	●排水設備の申請手続き		
5	・市川市排水設備等工事着手届 （様式第4号の11）	通知書と引き換えに窓口へ提出	竣工後「7」と一緒にクリアファイルに入れて、下水道経営課窓口ポストに投函してください。 ※「6」「7」を参照 ※クリアファイルは窓口へ備え付けてあります。
6	完成検査の申し込み(受付、現地検査)	窓口のみ申込み可能 キャンセルは電話受付可能	工事完成後、電話で申込みしてください。 （詳細は、令和2年5月19日通知および別紙1「完成検査の受付方法について（※5/20訂正版）を参照」）
7	・検査票 ・市川市排水設備等工事完了届 （様式第4号の12） ・市川市排水設備等完成申請書 （様式第5号） ・公共下水道使用開始届（栓番一覧表） （様式第6号） ・竣工図 ※必要に応じて	検査申込み時に、窓口へ提出	電話受付後に、「5」と一緒に検査日別にクリアファイルに入れて、速やかに下水道経営課窓口ポストに投函してください。 ※クリアファイルは窓口へ備え付けてあります。
8	検査に伴い是正した平面図・是正写真	窓口にて提出	クリアファイルに入れて、下水道経営課窓口ポストに投函 ※クリアファイルは窓口へ備え付けてあります。
9	申請時に必要な添付書類	案内図・平面図 排水設備工事設計書・勾配確認表 <u>下水道台帳（公桝使用時のみ）</u> <u>建築確認済証（新築時のみ）</u> 同意書（他人の私産を利用する場合） 設計基準の施工が困難な根拠資料 縦断面図（申請地が1ha以上の場合） ポンプ施設等の構造図等（設置する場合）	案内図・平面図 排水設備工事設計書 建築確認済証（新築時のみ） 同意書（他人の私産を利用する場合） 設計基準の施工が困難な根拠資料 縦断面図（申請地が1ha以上の場合） ポンプ施設等の構造図等（設置する場合） ※下水道台帳・勾配確認表の提出は当面不要とします。

上記表は、新型コロナウイルス感染症の関係で常に更新していますので、メール、市ホームページで確認してください。